

# 統合分野における在宅看護論教授法と実習指導の課題と方向性 —過去6年間の在宅看護論に関する文献検討—

鈴木 育子 石津 仁奈子 佐藤 正子

足利工業大学看護学部在宅看護学

### 要 旨

【目的】看護に求める社会的ニーズの変化から看護基礎教育カリキュラムが改正され、在宅看護論が教育科目に加えられた。看護系大学における在宅看護論教育指導体制の課題を明らかにすると共に、在宅看護の教授法及び実習指導の方向性の考察を目的とした。

【方法】在宅看護の教育に関する文献および厚生労働省、文部科学省からの看護基礎教育カリキュラム改正に関する検討会報告書を基に考察した。

【結果・考察】統合の分野に位置づけられた在宅看護論に求められる教授内容には、これから訪れる多死社会に向けて、在宅での終末期看護、看取り、グリーフケアの教育の必要性が挙げられた。また、教授方法は、学生が在宅療養の場をイメージしやすい方法と工夫が重要であることが示された。在宅看護論実習指導においては、実習施設である訪問看護ステーションの置かれている人的に厳しい状況に対し、実習指導者と教員がどのように連携・協働して学生の指導を行うかという課題が示された。

キーワード：在宅看護論，看護基礎教育，教授法，実習指導，カリキュラム

## I. 緒言

わが国の看護を取り巻く環境は、疾病構造の変化、医療技術の高度化、急速な少子超高齢化の進展に伴い大きく変化してきている。また、団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをする2025年を過ぎると、日本は多死社会を迎えると予測されており<sup>1)</sup>、社会の医療ニーズの変化に伴い「質」の高い看護の提供が求められるようになった<sup>2)</sup>。また、高齢者や難病患者、障がい者など長期に亘り医療を必要とする人々、悪性新生物や高齢末期でターミナルケアを必要とす

る人々の医療提供の場は、介護保険制度、障がい者総合支援制度の導入や在宅医療の推進により、病院から在宅への移行が進められている現状にある<sup>1)</sup>。このような社会背景の下で、平成9年度より看護基礎教育科目に在宅看護論が加えられ<sup>3)</sup>、平成21年度からは、地域看護学（平成24年度より公衆衛生看護学）と共に統合の分野に位置づけられた<sup>3)</sup>。在宅看護論は、臨床看護学（成人・老年、母性、小児、精神の各看護学）の学修の上に学ぶ位置付けとなった。更に平成24年度から保健師教育の選択制が導入

された<sup>3)</sup>ことにより、それまでの看護師保健師統合カリキュラムで行われてきた地域看護学と在宅看護論の重複する教育内容の読替は不可能となった。従って平成24年度から公衆衛生看護学は、市町村の保健師業務を中心とした公衆衛生に特化した教育カリキュラムを組み、実務に即した教育内容を求められるに至った。現在の看護基礎教育に求められる在宅看護論の位置づけから、教授内容や実習における課題を明らかにし、看護基礎教育における在宅看護論の教授法、実習指導方法について改善と取り組みの方向性を見出すため文献および公的な報告書を基に考察した。

## II. 目的

看護基礎教育カリキュラム改正の経緯から、保健師教育選択制の導入後の在宅看護論に求められる教授内容及び看護系大学における在宅看護論教育指導体制の課題を明らかにし、今後の在宅看護論教育の方向性を見出すことを目的とした。

## III. 方法

在宅看護論教授法及び実習指導に関する文献を、「医学中央雑誌Web(ver.5)」、「CiNii」を用いて平成26年11月1日現在で、検索式：(在宅看護論 and 実習指導)、(在宅看護論 and 教授法)により、在宅看護論が統合分野に位置づけられた2009年以降の原著論文を選択した。また、厚生労働省、文部科学省が公表している看護基礎教育カリキュラムに関する検討会報告書及び看護系大学が独自で行っている看護基礎教育に関連する調査報告書を選択した文献と共に検討考察の資料とした。検索した原著論文は、「医学中央雑誌」38編、「CiNii」14編で、論文内容を熟読し、在宅看護論の教授法・実習指導に関する内容であることを確認して、27編の文献を採用した<sup>4~30)</sup>。

## IV. 結果

### 1. 在宅看護論の位置づけと教授法

看護基礎教育カリキュラムは、医療・看護に

求められる「質」に対応するため、カリキュラム改正が行われてきた。高齢社会への対応として「老人看護学」が平成元年に追加され、平成8年には平成4年に制度化された訪問看護サービスに対応するため「在宅看護論」及び精神の健康と保持増進の重要性から「精神看護学」が追加された。しかし、教育の総時間数、特に実習時間数は1,770時間(昭和42年)から、1,035時間(平成元年)に削減された(看護基礎教育の充実に関する検討会報告 平成19年4月20日)<sup>31)</sup>。

平成9年度入学生から在宅看護論が看護基礎教育に加わり<sup>3)</sup>17年が経過した。改正当初は、在宅看護論を教授する専任教員や実習施設確保等の問題があった。訪問看護事業は老人保健法の改正により、平成4年に老人訪問看護制度、健康保険法の改正により平成6年に訪問看護制度が施行されて間がなく<sup>1)</sup>、訪問看護ステーションの事業所数も少ない状況にあったためである。(訪問看護ステーション数の推移：平成8年約1,000カ所、平成23年約5,800カ所<sup>32,33)</sup>)専任教員確保のための研修の実施や実習施設として訪問看護ステーションが確保困難等により保健所・保健センターにおける在宅看護論実習を行ってきた経緯もあり、在宅看護論の教授法については、看護系大学の考え方によって大きな差がみられている。

平成8年のカリキュラム改正では、看護師保健師統合カリキュラムが導入されたことにより、看護系大学での在宅看護論の位置づけと教授法は多様を呈した。長江<sup>33)</sup>らによると、『在宅看護学の実施状況』の中で科目名の設定が、在宅看護系84科目、地域看護系40科目、その他25科目で、「在宅看護論」が最も多く、次いで「在宅看護概論」が多く、単位数は、「1単位」48.3%、「2単位」45.0%だった。『在宅看護学の臨地実習』の実施状況では、実習施設が訪問看護ステーション86.8%、地域包括支援センター25.3%、その他の介護保険関係の事業所22.0%、保健所・保健センター16.5%、その他36.3%で、単位数は、「1単位」41.8%、「2単位」42.9%という結果が示された。『在宅看護学の

担当教員数』では、担当教員の平均人数は、常勤3.0人、非常勤0.42人、合計3.42人。担当教員のうち、常勤の訪問看護経験者の平均人数は0.89人、常勤の保健師経験者の平均人数は1.81人で、非常に少ない状況だった。

## 2. 実習施設としての訪問看護ステーションの課題

中央社会保健医療協議会の報告の「訪問看護事業所数の推移」<sup>34)</sup>では、平成18年に5,500カ所に達して以降平成21年までほぼ横ばいで、わずかではあるが減少も見られた。その後は微増傾向で平成23年には5,800カ所を超えた。

「訪問看護ステーションの従事者数」は、1事業所当たりの常勤換算で5.2人（平成21年）と横ばいで、職能別（常勤換算）従事者数を平成15年を1とした時の伸び率（平成21年）で見ると、理学療法士1.8強、言語聴覚士1.6と高い伸び率を示したが、看護師は横ばいだった。「訪問看護ステーションの規模別状況」では、従業者数5人未満の小規模ステーションが約60%を占めており、小規模の事業所であることが明示された。

訪問看護利用者の変化では、医療依存度が「中度（病状安定だが再発の危険あり、必要時にバイタルサインチェック）」の対象者が減少傾向にあり、「重度（病状やや不安定、定期的にバイタルサインチェック）」の対象者が増加傾向にあった。また、小児（0～9歳）の利用者数の増加率が3.48（平成13年を1とした時の伸び率）と増加傾向にあった。「訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合」では、高齢者の訪問看護利用者数が多い都道府県で、在宅で死亡する者の割合が高い傾向にあった。

訪問看護ステーションの現状から課題が明らかになった。

- ①小規模事業所が多く、業務の非効率、職員の負担が大きい。
- ②事業所の規模が小さいほど収支の状況が悪い。
- ③訪問看護を必要としている人の増加とニーズの多様化。

医療依存度の高い利用者の増加、難病、がん、

小児の利用者の増加、在宅での看取りの増加に伴う訪問看護の役割の重要性が高まる一方で、訪問看護ステーションは看護師の平均従業者5人未満の小規模事業所で運営され、人的・経済的な余裕は見られない状況だった。

## 3. 看護基礎教育に求められる「質」の向上

今後の医療の高度化・複雑化・多様化に対応してEBN（Evidence-Based Nursing）に基づき臨機応変に看護を提供できる能力が求められていることが示された。「看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点の整理について」（厚生労働省 平成20年7月31日）<sup>35)</sup>また、「看護の質の向上と確保に関する検討会」<sup>36)</sup>において、①チーム医療の推進、②他職種との役割分担・連携の2つが示され、多様な看護の場面での看護の提供を可能とする基盤教育の方向性が出された。「看護の質の向上と確保に関する検討会中間報告取りまとめ」（平成21年3月17日）<sup>36)</sup>、更に、「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」（厚生労働省 平成23年2月28日）<sup>37)</sup>において、看護師に求められる5群の実践能力と卒業時到達目標の構成要素が示された（表1）。

「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」（厚生労働省 平成20年2月）<sup>38,39)</sup>については、2群に位置づけられた。在宅看護論においては、看護師免許取得前に学ぶべき教育内容の中で、「在宅」の表示を「地域」に変更された。これは近年、地域における医療提供の場は、在宅だけでなく老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなど様々な場に変化しており、統合分野の在宅看護論においては、多様な場の療養生活に対応した教育内容の展開ができるようにする意図があった。

## 4. 文献から示された在宅看護論教授法

在宅看護論の教授法において、学生の知識の定着を図るための工夫、在宅看護の対象者を生活者として捉えるための教授法などについて様々な視点から取り組まれていた。各文献に示された研究の結果・考察の記述から、「在宅看護論の教授法・実習指導」に関連するキーワードとなる言葉を抽出し、KJ法<sup>40)</sup>で分類ラベル

化した結果を表2に示した。

【学生の理解への支援】に分類した「知識を定着させる学習（体験型学習、小集団学習）」、「教授者のスキルアップ」は、授業運営方法にかかわる内容である。大教室で行う講義形式の教授法は、教員から学生への一方の関わりになる傾向が高いが、グループによる指導や学生同士のグループワークに教員が関わる指導は、双方の関わりが可能になる。しかし、専任教員に在宅看護の経験者が少ない<sup>32,41,42)</sup>ことから、教員のスキルアップが必要になると言えよう。

【教授法の工夫が求められる内容】に分類した「在宅看護のイメージ化」、「サービスの調整」、「終末期看護」、「緩和ケア」、「看取り」、「グリーフケア」は、学生にとってイメージ化の困難な内容であることが示された<sup>43)</sup>。実際に体験する機会の少ない項目であるが、2025年を過ぎると多死社会を迎えると予測されている後期高齢者の増加<sup>1)</sup>から、今後取り組むべき必要のある教授内容として【今後求められる教育内容】にも分類した。また、医療機関において入院期間が短縮され、医療提供の場が在宅へ移行されてい

表1 看護師に求められる5群の実践能力

1 ヒューマンケアの基本的な能力	1. 対象の理解 2. 実施する看護についての説明責任 3. 倫理的な看護実践 4. 援助的関係の形成
2 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	1. アセスメント 2. 計画 3. 実施 4. 評価 5. 看護技術を適切に実施する能力
3 健康の保持増進、疾病の予防、健康回復にかかわる実践能力	1. 健康の保持・増進、疾病の予防 2. 急激な健康状態の変化にある対象の看護 3. 慢性的な変化に合う対象の看護 4. 終末期にある対象の看護
4 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	1. 看護専門職の役割 2. 看護チームにおける委譲と責任 3. 安全なケア環境の確保 4. 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働 5. 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割
5 専門職として研鑽し続ける基本能力	1. 生涯にわたり継続的に専門能力の向上 2. 看護専門職としての価値と専門性の発見

看護教育の内容と方法に関する検討会報告書（厚生労働省 平成23年2月28日）<sup>37)</sup>

表2 在宅看護論の教授法・実習指導に関する文献内容の分類

ラベル	下位項目	下位項目の主な内容
学生の理解への支援	「知識を定着させる学習（体験型学習、小集団学習）」 「教授者のスキルアップ」	モデル人形の活用による体験授業、グループ学習形式の授業 担当教員の教授技術の向上のための取り組み、研修への参加
教授法の工夫が求められる内容	「在宅看護のイメージ化」 「サービスの調整」 「終末期看護」「緩和ケア」「看取り」 「グリーフケア」	療養環境としての在宅が具体的にイメージできるような教授方法 介護保険制度や障がい者総合支援制度で利用できる在宅サービスのマネジメントの理解 在宅における終末期看護の具体的な援助内容、 がん末期の療養者の疼痛コントロール 在宅療養者が亡くなった後の家族・介護者の悲嘆に対するケア
教授法の具体例	「ロールプレイングによる在宅看護のイメージ化」 「ボランティアの導入」 「看護用品の作成演習」 「IT機器の活用」「DVDの活用」	訪問看護の場を学生同士で役割を決め、演じることでイメージ化する ボランティアを療養者に見立て、訪問看護の場を再現する学習法 在宅看護のケア用品（シャワーボトル、クレーパッドなど）の作成 授業に視覚教材を導入し、授業内容のイメージ化や理解の促進を図る
教育・実習環境の整備	「教員・実習指導者を含めた教育体制の見直し」 「訪問看護ステーションの人的環境を考慮した協働」 「実習指導者の不足」 「複数の実習施設の組み合わせ」	教員と実習指導者との間で、指導内容の共通理解や役割分担の明確化 実習施設の人員配置や指導体制を考慮し、教員が共に指導する協働体制の確立、実習指導者の不足に対する対応策の必要性 実習施設の学生受け入れ人数制限に対して、複数の施設を組み合わせ実習を行う
臨床看護師が求める在宅看護の知識	「継続看護の視点」 「療養者の看護」 「精神疾患療養者への看護」	臨床看護から在宅療養に移行する際に求められるケア内容の視点 障がい児の在宅療養に必要なケア技術や在宅サービスの知識 精神疾患を持つ療養者の在宅療養に求められる在宅看護の知識
今後求められる教育内容	「在宅医療技術」 「在宅の看取り」「緩和ケア」 「グリーフケア」	在宅療養の場を導入されている医療機器の知識や管理の技術 在宅終末期看護に必要な看護技術、疼痛コントロールの知識・技術 在宅療養者を亡くした家族・介護者の悲嘆へのケア技術

る状況において<sup>1)</sup>、在宅ケアに導入されている医療機器の管理、取り扱いに関する知識・技術は必要不可欠な看護技術であることから「在宅医療技術」についても【今後求められる教育内容】に分類した。

【教授法の具体例】には、「ロールプレイングによる在宅看護のイメージ化」、「DVDの活用」、「ボランティアの導入」、「看護用品の作成演習」、「IT機器の活用」が分類された。学生にとって、教室内での講義形式の授業のみでは、“生活の場が療養の場である”ことへの理解は困難があり<sup>22)</sup>、学生のイメージ化を図るために、視覚教材や生きた教材の活用が取り組まれていた。

【臨床看護師が求める在宅看護の知識】に分類された「継続看護の視点」、「療養児の看護」、「精神疾患療養者への看護」は、在宅看護論を学んだ臨床看護師を対象とした文献から得られたキーワードである。臨床看護を実践する上で、知識として必要と感じている項目が挙げられた。現役の臨床看護師が必要と感じる項目については、教授内容に含める必要があると判断し分類した。

#### 5. 文献から示された在宅看護論実習指導の課題

【教育・実習環境の整備】に分類した「教員・実習指導者を含めた教育体制の見直し」、「訪問看護ステーションの人的環境を考慮した協働」、「複数の実習施設の組み合わせ」、「実習指導者の不足」はいずれも教育・指導上改善の必要性のある項目である。在宅看護論実習施設として、訪問看護ステーションが最も多く活用されているが、訪問看護ステーションの従業員数の平均5人未満の小規模ステーションが多く、実習指導者の確保が難しいことや経営上の問題<sup>33,44,45)</sup>から学生の受け入れ困難な実情にあり、改善のための対策として大学教員との連携・協働の必要性が示された<sup>46,47)</sup>。訪問看護ステーション以外に介護保険関連施設や外来看護、医療機関の退院調整部門、地域包括支援センターなど複数の施設との実習を組み合わせ実施している大学の取り組みが示された<sup>46,48,49)</sup>。実習指導者の確保に関しては、「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書（厚生労働省 平成23年2月

28日）」<sup>37)</sup>においても、「現行の規定以上の人数を確保することが望まれる。」と報告されている。

## V. 考察

看護基礎教育における教授内容は、各大学の教育理念や教育方針によって差異があることが、文献および調査報告書等の検討の結果明らかとなった。特に「在宅看護論」は、平成9年から追加された教育科目であり、平成21年の看護基礎教育カリキュラムの改正により、統合分野に位置づけられた<sup>43)</sup>。教授内容も医療・看護に対する社会的なニーズの変化に影響されていた。具体的には、看護実践能力の強化および看護師教育の技術項目と卒業時の到達度を含む卒業時到達目標の明確化である。卒業時到達目標に沿う看護基礎教育内容の見直しや教授法の創意工夫に各大学が取り組んでいることが明らかとなった<sup>50~56)</sup>。

在宅看護論を教授する中で課題となる項目をキーワードで分類したところ、【教授法に工夫が求められる内容】、【今後求められる教育内容】に分類された項目は、在宅看護のイメージ化が図りにくいこと、在宅に導入されている医療機器の管理・操作技術は、在宅という医療衛生材料確保の難しい環境での安全管理という点で臨床との違いを学ぶ必要性が考えられた。在宅での終末期看護および緩和ケア、看取り、グリーフケアについては、多死社会に向けてニーズの高まる看護ケアで、看護基礎教育内容として重要かつ必要であると考えられた。

在宅看護論実習は、訪問看護ステーションを中心に、その他の介護保険関係施設を実習施設として2単位90時間の実習を行っている大学が多いことが明らかとなった<sup>42,48,49)</sup>。訪問看護ステーションは、従業する看護師数が5人未満の小規模事業所が6割を占め、収支も赤字率が高い現状にあって、看護学生の実習を受け入れるには、人的、経済的に非常に厳しく余裕がないと考えられた<sup>4)</sup>。在宅看護論実習を依頼するには、実習を受けるステーション側の限界があり、実習指導者と看護教員の連携・協働は必要

不可欠な状況にあると言えよう。何を連携し、何を協働することがこれからの在宅看護教育に求められるかを見極め、前向きに取り組むべき内容であると考えられた。

## VI. 結語

近年の医療・看護のニーズに求められる「在宅看護論」の教授内容・方法と課題について、文献および関連する報告書等を基に考察した結果、これから訪れる多死社会に向けて、看護に求められる在宅での終末期看護、看取りの教育の必要性和学生がイメージ化しやすい教授方法の工夫が重要であることが示唆された。在宅看護論実習指導においては、訪問看護ステーションの置かれている人的に厳しい状況への対応策として、実習指導者と教員の連携・協働が必要不可欠であると考えられた。また、在宅看護論教科担当教員は、教科の授業と並行して実習指導を行っている実状から、可能であれば実習指導教員の増員が望ましいと思われた。

## 文献

- 厚生労働省 (2012):在宅医療の最近の動向、医政局指導課在宅医療推進室、  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou.../h24\\_0711\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou.../h24_0711_01.pdf)  
(参照日 2014年11月21日)。
- 市川和可子、佐藤るみ子、大藪七重 (2003):わが国における新卒看護師に関する文献の検討、福島県立医科大学看護学部紀要、31-39。
- (社)日本看護学教育学会 (2012):保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた教育内容の変遷、<http://www.janens.org/document/changesrule.pdf>  
(参照日 2014年11月21日)。
- 種市ひろみ、熊倉みつ子 (2012):在宅看護論における終末期看護教育への示唆:終末期看護教育の文献検討による、独協医科大学看護学部紀要、5(2)、13-21。
- 内藤恭子、御田村相模、大井修三 (2012):自己評価票を用いた在宅看護教育効果の検討 (1) 授業後の尺度別・下位項目別得点から学びを考える、地域看護、(42)、221-224。
- 田村直子、棚橋さつき、倉林しのぶ (2011):看護学生の在宅看護のイメージの変化-在宅看護論講義の前後の記述の分析から-、高崎健康福祉大学紀要、(10)、81-90。
- 種市ひろみ、熊倉みつ子 (2011):統合分野における在宅看護論の教育に関する現状-1997年から2011年の文献検討より-、独協医科大学看護学部紀要、5(1)、9-18。
- 中村順子、木下彩子 (2010):全国看護教育機関における在宅看護論の看護過程教育に関する調査研究、日本赤十字秋田看護大学日本赤十字短期大学紀要、(14)、35-41。
- 木下由美子 (2010):看護基礎教育において在宅看護論を履修した訪問看護師による教育評価、看護教育、51(8)、708-713。
- 益田育子 (2010):看護学生がホームページやブログの閲覧後寝たきり体験を行って得た学び ALS療養者の理解を深めるための試み、地域看護、(40)、136-138。
- 新村直子、中田芳子 (2010):在宅看護用品の製作の授業方法の検討(第1報)在宅看護論における創造性を育む教育をめざして、東海大学短期大学紀要、(43)、9-16。
- 木下由美子 (2009):看護教育研究 在宅看護論10年の振り返り 教育評価と今後の課題、看護教育、50(6)、511-515。
- 迫田智子、岡本実千代 (2014):実習指導者として訪問看護師が捉えた在宅看護論実習の現状と取り組み、地域看護、(44)、188-191。
- 吉田久美子、峰村淳子 (2014):看護学実習における退院調整部門実習の学習効果と教育方法の検討、東京医科大学看護専門学校紀要、24(1)、25-30。
- 深谷由美 (2014):訪問看護ステーションにおける臨地実習指導者からの指導内容 指導内容の分析と同行訪問回数からの検討、愛和きわみ看護短期大学紀要、10、87-92。
- 宇多みどり、成瀬和子 (2014):地域住民に

- よる教育ボランティアを導入した看護演習の効果：生活者を支える在宅ケアのイメージを高めるために、日本看護学教育学会誌、24(1)、79-88.
- 17) 松下恭子、多田敏子、岡久玲子他 (2013)：看護学生に対する訪問看護師の実習指導の現状と指導についての意識、The Journal of Nursing Investigation、12(1)、36-43.
- 18) 深谷由美、内藤恭子、御田村相模 (2013)：在宅看護実習における臨地実習指導者と教員の指導役割についての検討：学生が指導者から指導を受けたことの分析より、愛和きわみ看護短期大学紀要、9、61-66.
- 19) 松下裕子、玉川緑 (2013)：在宅看護論実習における清潔援助の実習指導案を用いた学びの検証、中国四国地区国立病院附属看護学校紀要、9、63-77.
- 21) 榎洋子、松下裕子、田中清美他 (2013)：在宅療養者と家族の生活を支える法制度の理解：グループワークを用いた学習の成果の考察、中国四国地区国立病院附属看護学校紀要、9、78-96.
- 22) 小塩泰代、白石知子、大橋裕子他 (2012)：在宅看護論実習の振り返り 実習内容と学生の学びの状況の考察、生命健康科学所研究紀要、8、49-55.
- 23) 東久子、久井志保 (2012)：看護学生が地域精神保健の理解を深めるための実習方法の検討、インターナショナル Nursing Care Research、11(3)、159-166.
- 24) 清水美和子、田村直子、棚橋さつき他 (2012)：在宅看護論実習におけるDVD教材を用いた直前オリエンテーションの有用性：異なる2つの展開パターンを比較して、高崎健康福祉大学紀要、(11)、99-110.
- 25) 中田芳子、磯みどり、新村直子 (2011)：在宅看護論実習における外来看護実習指導の現状－実習指導者の実習の受け止め方と課題－、地域看護、(41)、111-114.
- 26) 川上友美、石井英子、大橋裕子他 (2011)：在宅看護論実習における学生の学び－ケースレポートテーマから動向を捉える－、相山女学園大学看護学研究、3、37-41.
- 27) 山本美弥、御田村相模 (2010)：通所系サービス実習における学生の学び－学生の実習体験感想から－、愛和きわみ看護短期大学紀要、6、1-6.
- 28) 八ツ橋のぞみ (2010)：在宅看護論実習に地域医療連携室の実習を取り入れて－学生の学びから、継続看護の学習を考える－、地域看護、(40)、139-141.
- 29) 御田村相模、山本美弥 (2010)：学生記録から検討した在宅看護論の実習体制と学習支援、地域看護、(40)、56-61.
- 30) 末吉公子、曾根愛子、湯舟貞子他 (2000)：在宅看護論実習展開方法－近畿地区看護学校の調査結果より－、地域看護、(30)、80-82.
- 31) 厚生労働省 (2007)：看護基礎教育の充実に関する検討会報告書、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/s0420-13.html> (参照日平成26年11月20日).
- 32) (社)日本看護協会 (2007)：訪問看護事業所数減少の要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業、平成19年度老人保健健康増進等事業、<https://www.nurse.or.jp/home/zaitaku/hokokusho/pdf/19-sokatsu.pdf> (参照日2014年11月20日).
- 33) 長江弘子、谷垣静子他 (2009)：統合分野におかれた在宅看護学の教育カリキュラムに関する現状と課題に関する研究報告書、2008年度岡山大学学長裁量経費助成事業、1-56 (平成21年3月).
- 34) 厚生労働省 (2013)：中央社会保険医療協議会総会 (第205回) 議事次第議題 訪問看護 (総-1)、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001uo3f.html> (参照日平成26年11月20日).
- 35) 厚生労働省 (2008)：看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理について、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0731-8.html> (参照日平成26年11月20日).

- 36) 厚生労働省 (2009) : 看護の質の向上と確保に関する検討会、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0317-6.html> (参照日平成 26 年 11 月 20 日)。
- 37) 厚生労働省 (2011) : 看護教育の内容と方法に関する検討会報告書、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/dl/s0317-6a.pdf> (参照日平成 26 年 11 月 20 日)。
- 38) 厚生労働省 (2011) : 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vb6s-att/2r9852000001vbk2.pdf> (参照日平成 26 年 11 月 20 日)。
- 39) 文部科学省 (2013) : 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の交付について (通知)、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kango/1305957.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kango/1305957.htm) (参照日平成 26 年 11 月 20 日)。
- 40) 川喜田二郎 (1967) : 発想法—創造性開発のために—、中公新書、東京。
- 41) (社) 日本看護協会 (2013) : 訪問看護事業所数減少の要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業報告書、平成 20 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分、219-330)。
- 42) 中村順子、木下彩子 (2009) : 全国看護教育機関における在宅看護論の看護過程教育に関する調査研究、日本赤十字秋田看護大学紀要、(14)、35-41。
- 43) 江頭典江、磯邊厚子 (2010) : 新カリキュラムにおける在宅看護実習の方向性について—臨地実習を終えた学生アンケート調査を行って—、京都市看護短期大学紀要、(35)、51-58。
- 44) 井ノ口佳子 (2011) : 在宅看護実習に求めるもの、聖隷クリストファー大学看護学部紀要、(19)、17-20。
- 45) 厚生労働省 (2014) : 訪問看護の報酬・基準について (案)、社会保障審議会 介護給付費分科会 第 111 回 資料 5、<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-126010000000062113.pdf> (参照日 2014 年 11 月 20 日)。
- 46) 平岡敬子 (2000) : 臨地実習における大学と実践の場との連携と協働について—第一回看護学教育ワークショップ参加報告—、看護学統合研究、1(2)、60-66。
- 47) 宮本郁子 (2005) : 在宅看護実習施設の検討、足利短期大学研究紀要、25 (1)、67-70。
- 48) 仲俣純子 (2012) : 在宅看護論実習を受け入れやすくなる“工夫”：—長野看護専門学校取り組み—、Community care, 14(2)、68-71。
- 49) 河野益美 (2000) : 訪問看護実習の現状と課題、藍野学院紀要、14、93-99。
- 50) 金城忍 (2011) : 看護基礎教育における看護技術教育に関する研究の動向—2001 年から 2009 年に発表された研究論文の分析を通して—、沖縄県立看護大学紀要、(12)、105-112。
- 51) 西崎未和、菊地珠緒、蓮井貴子 (2008) : 在宅看護論演習における教授方法とその学習効果に関する文献研究、川崎市立看護短期大学紀要、13(1)、11-16。
- 52) 成順月、佐々木秀美、山内京子他 (2014) : 臨地実習による看護技術の経験及び技術水準の到達状況—看護学生の「看護技術経験録」から—、看護学統合研究、14(1)、1-12。
- 53) 木村由紀美、秦桂子、時松紀子他 (2006) : 訪問看護ステーションにおける学生の看護技術経験の実態、看護科学研究、6(2)、27-32。
- 54) 牛久保美津子、横山詞果、川尻洋美他 (2012) : 群馬大学の在宅看護学実習における学生の体験内容と実習指導課題、群馬保健学紀要、33、9-18。
- 55) 柳原清子、長谷部史乃、柳澤尚代 (2000) : 在宅看護教育のこれからの課題、日本赤十字武蔵野短期大学紀要、13、69-74。
- 56) 梅津靖、雑賀倫子、高間さとみ他 (2012) : 授業評価スケールを用いた在宅看護論の教授活動評価、米子医学雑誌、63(1)、22-27。

# Literature review on teaching methods and nursing technical education for home nursing theory -Literature review of the past six years-

---

Ikuko Suzuki, Ninako Ishizu, Masako Sato

Division of home care nursing, Department of Nursing, Ashikaga Institute of Technology

## *Abstract*

**[Purpose]** The objective of this study is to look at the present situation for education system on home care nursing theory in nursing college in Japan and describe the direction of the teaching methods.

**[Method]** Researchers have studied the literature of basic nursing education along with the public reports for the curriculum in education of nursing. In this study, 27 studies were reviewed in a key word search “home nursing theory + teaching method + practice teaching method” from the Ichu-Shi Web (ver.5) and CiNii.

**[Results and Discussion]** Results were shown teaching methods of home nursing theory towards society of multi-death, they were end-of-life at home nursing, end-of-life care, and grief care. Ingenuity and images easy teaching methods of home care nursing is important. In order to perform the home nursing practice guidance, most important factor is a collaboration challenges of training leaders and teachers who are personnel of visiting nursing station in a small situation. Problems of home nursing practice in teaching methods, in a staff of small home-visit nursing station is whether training leaders and teachers how to work together.

**Key Words:** home nursing theory, basic nursing education, teaching methods, practice teaching methods, curriculum